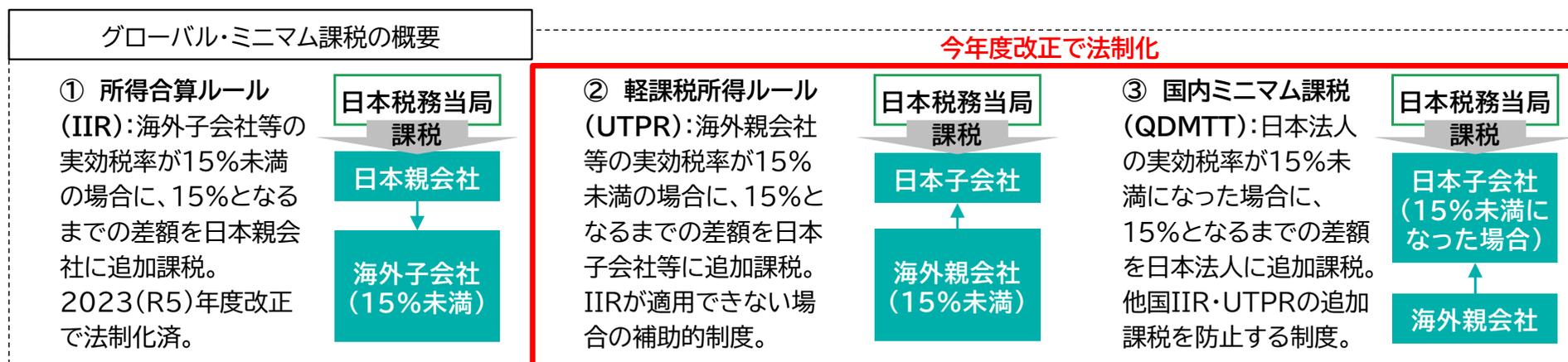


グローバル・ミニマム課税への対応

1. 改正のポイント

国際的な法人税引下げ競争を防止するため、国際的に導入が進められているグローバル・ミニマム課税(各国ごとに最低15%以上の課税を確保するための制度)の3つのルール(下図①~③)のうち、残りの2つ(下図②、③)が法制化された。

グローバル・ミニマム課税は直前4対象会計年度(最終親会社等の連結財務諸表の会計年度)のうち、2年度以上の連結総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループ(以降「特定多国籍企業グループ」という)に適用される。



3つのルールの法制化時期、適用時期の状況は以下のとおりである。

項目	法制化時期	適用時期	コメント
① 所得合算ルール (IIR)	2023(R5)年度改正	2024(R6)/4/1以後開始する対象会計年度	・情報申告制度も同時に法制化済 ・申告期限1年3ヶ月(一定の場合1年6ヶ月) ^{※1}
② 軽課税所得ルール (UTPR)	2025(R7)年度改正 (今年度改正)	2026(R8)/4/1以後開始する対象会計年度	・IIRの情報申告にUTPRに関する事項が追加 ^{※2} ・申告期限1年3ヶ月(一定の場合1年6ヶ月) ^{※1}
③ 国内ミニマム課税 (QDMTT)	2025(R7)年度改正 (今年度改正)	2026(R8)/4/1以後開始する対象会計年度	・情報申告制度も今年度改正で法制化 ^{※2} ・申告期限1年3ヶ月(一定の場合1年6ヶ月) ^{※1}

※1 情報申告制度の申告期限も同じ、※2 適用時期は2026(R8)/4/1以後開始する対象会計年度

グローバル・ミニマム課税への対応

2. 影響・対応策

- 海外の最終親会社がグローバル・ミニマム課税未導入国所在の場合、軽課税所得ルール(UTPR)の影響について検討を行うことが望ましい。また、情報申告の要否についても検討を行う必要がある。
- 自社が最終親会社等に該当しない場合でも、特定多国籍企業等グループに属する内国法人は国内ミニマム課税(QDMTT)の影響について検討を行うことが望ましい。また、情報申告の要否についても検討を行う必要がある。

3. 実務のポイント

- 軽課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)のいずれもOECD等での議論に沿った内容になると考えられるが、適用免除規定の詳細などは今後の法案等の確認が必要である。
- グローバル・ミニマム課税についてOECD等での議論が継続している部分もあるため、今後の議論を確認することが望ましい。
- 軽課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)の対応にはグループ他社の情報が必要となる。自社が最終親会社に該当しない外資系企業等については、必要な情報共有を受けられるかが実務上の課題となり得る。